

2020年1月1日以後に「給与所得控除」「基礎控除」「公的年金控除」が改正適用されるようになりました。その改正内容について以下に「給与所得控除」「基礎控除」後の税額の増・減税を比較説明します。

1. 給与所得控除の改正内容

① 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。

以下の表の「給与所得控除額」をみてください。

給与等の収入金額162万円5,000円以下の給与所得控除額は改正前65万円でした。改正後に55万円になりました。以下、**青字**のように控除額が改正後は一律10万円引き下げられました

② 以下の表の**青地の部分**の給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円超ではその上限額が220万円から195万円にそれぞれ引き下げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超180万円以下	収入金額×40% -10万円	収入金額×40%□
180万円超360万円以下	収入金額×30% +8万円	収入金額×30% +18万円
360万円超660万円以下	収入金額×20% +44万円	収入金額×20% +54万円
660万円超850万円以下	収入金額×10% +110万円	収入金額×10% +120万円
850万円超1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		220万円

● 改正前・後の給与所得控除後の所得額の比較

以下の表の「改正前・後の給与所得控除後の所得額の比較表」をみてください。給与額1,000万円、2,500万円の所得額が増額しました。

改正前・後の給与所得控除後の所得額の比較表			
給与額	時期	給与所得額控除後の計算	所得額
400万円	改正前	400万円-400万円×20%+54万円	266万円
	改正後	400万円-400万円×20%+44万円	276万円
850万円	改正前	850万円-850万円×10%+120万円	645万円
	改正後	850万円-195万円	655万円
1,000万円	改正前	1,000万円-1,000万円×10%+120万円	780万円
	改正後	1,000万円-195万円	805万円
2,500万円	改正前	2,500万円-220万円	2,280万円
	改正後	2,500万円-195万円	2,305万円

2. 基礎控除の改正内容

①基礎控除額が10万円引き上げられました。

下の「基礎控除」の表をみてください。

所得金額が2,400万円以下の場合には青字のように改正前は38万円だった基礎控除が改正後は48万円になりました。

②所得金額が2,400万円を超える合計所得金額に応じて控除額が逡減します。そして、合計所得金額が2,500万円を超えると基礎控除は0円になります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超2,450万円以下	32万円	
2,450万円超2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	—	

●改正前・後の課税所得額の比較

以下の表の「改正前・後の課税所得額の比較表」をみてください。給与額1,000万円、2,500万円の課税所得額が増額しました。

改正前・後の課税所得額の比較表			
給与額	時期	課税所得額の計算	課税所得額
400万円	改正前	266万円－38万円	228万円
	改正後	276万円－48万円	228万円
850万円	改正前	645万円－38万円	607万円
	改正後	655万円－48万円	607万円
1,000万円	改正前	780万円－38万円	742万円
	改正後	805万円－48万円	757万円
2,500万円	改正前	2,280万円－38万円	2,242万円
	改正後	2,305万円－32万円	2,273万円

3. 所得税はいくらになるのか?

下の表の所得税率表で所得税を計算すると(所得控除は基礎控除のみとする)

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超330万円以下	10%	97,500円
330万円を超695万円以下	20%	427,500円
695万円を超900万円以下	23%	636,000円
900万円を超1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

●改正前・後の税額の比較

以下の表の「改正前・後の税額の比較表」をみてください。給与額1,000万円、2,500万円の税額が増額しました。

改正前・後の税額の比較表			
給与額	時期	税額の計算	税額
400万円	改正前	228万円 × 10% - 9.75万円	13.05万円
	改正後	228万円 × 10% - 9.75万円	13.05万円
850万円	改正前	607万円 × 20% - 42.75万円	78.65万円
	改正後	607万円 × 20% - 42.75万円	78.65万円
1,000万円	改正前	742万円 × 23% - 63.6万円	107.06万円
	改正後	757万円 × 23% - 63.6万円	110.51万円
2,500万円	改正前	2,242万円 × 40% - 279.6万円	617.2万円
	改正後	2,273万円 × 40% - 279.6万円	629.6万円

●今回の改正の結果

給与額850万円超の方の税額が増税されることになりました。

4. 公的年金控除の改正内容

- ①下表の青字のように公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。
- ②下表の茶色字のように公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の公的年金等控除額について195万5千円が上限とされました。
- ③下表の緑字のように公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、
1,000万円を超え2,000万円以下である場合には一律10万円。
2,000万円を超える場合には一律20万円。
をそれぞれ公的年金等控除額から引き下げることとなりました。
この結果、公的年金の所得金額は下記の計算のように増えるので増税になります。

例：公的年金の収入金額 240万円のみ

65歳以上 改正前：240万円－120万円＝120万円が公的年金所得額。

65歳以上 改正後：240万円－110万円＝130万円が公的年金所得額

受給者の区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額			
		改正後			改正前
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円	120万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25%＋ 27万5,000円□	(A)×25%＋ 17万5,000円□	(A)×25%＋ 7万5,000円□	(A)×25%＋ 37万5,000円□
	410万円超 770万円以下	(A)×15%＋ 68万5,000円□	(A)×15%＋ 58万5,000円□	(A)×15%＋ 48万5,000円□	(A)×15%＋ 78万5,000円□
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%＋ 145万5,000円□	(A)×5%＋ 135万5,000円□	(A)×5%＋ 125万5,000円□	(A)×5%＋ 155万5,000円□
	1,000万円超□	195万5,000円□	185万5,000円□	175万5,000円□	
65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円	70万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25%＋ 27万5,000円□	(A)×25%＋ 17万5,000円□	(A)×25%＋ 7万5,000円□	(A)×25%＋ 37万5,000円□
	410万円超 770万円以下	(A)×15%＋ 68万5,000円□	(A)×15%＋ 58万5,000円□	(A)×15%＋ 48万5,000円□	(A)×15%＋ 78万5,000円□
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%＋ 145万5,000円□	(A)×5%＋ 135万5,000円□	(A)×5%＋ 125万5,000円□	(A)×5%＋ 155万5,000円□
	1,000万円超□	195万5,000円□	185万5,000円□	175万5,000円□	